

「いじめ総合対策【第2次】」の概要

◆ 目的・対象等

【目的】 いじめ防止等の対策の更なる推進を図るため

【対象】 東京都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校

【実施期間】 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

- ※ 毎年度、都教育委員会は、推進状況、成果と課題等を検証（調査）
- ※ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に改善策等を諮問

◆ 策定までの経緯

- 平成26年7月 「いじめ総合対策」 策定
- 平成26年10月～平成28年7月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会にて審議
- 平成28年7月28日 同対策委員会から最終答申
- 平成28年11月24日 「いじめ総合対策【第2次】（案）」
- 平成28年11月25日～12月24日 パブリックコメント募集

◆ 「いじめ総合対策【第2次】」の重点項目（旧「いじめ総合対策」からの改善事項）

- 「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」を4点から6点に
 - 「軽微ないじめも見逃さない」
 - 「保護者の理解を得て、いじめの解決を図る」
 - 「子供たち自身が、考え行動できるようにする」など、追加や修正
- 「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしない」、「いじめの行為の重大性や心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応する」ことなどを明記

＜上巻 学校の取組編＞

- 「未然防止」の取組では、『学校いじめ対策委員会』の役割の明確化と機能強化、「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成」などを追加
- 「早期発見」の取組では、『いじめ』の定義の正しい理解に基づく確実な認知、「一人一人の教員の気付きを『学校いじめ対策委員会』につなげる仕組みの構築」などを追加
- 「早期対応」の取組では、「被害の子供が感じる苦痛の程度に応じた対応」、「加害の行為の重大性の程度に応じた指導例」、「重大事態につながらないようにするための対応」などに細分化
- 「重大事態への対処」の取組では、「重大事態発生の判断」、「調査の実施と結果報告」、「『不登校重大事態』における調査」など、法に基づく確実な手続きを明記
- 「SNS東京ルール」に基づく取組、『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』ホームページ・アプリの活用など、新規の取組を追加

＜下巻 実践プログラム編＞

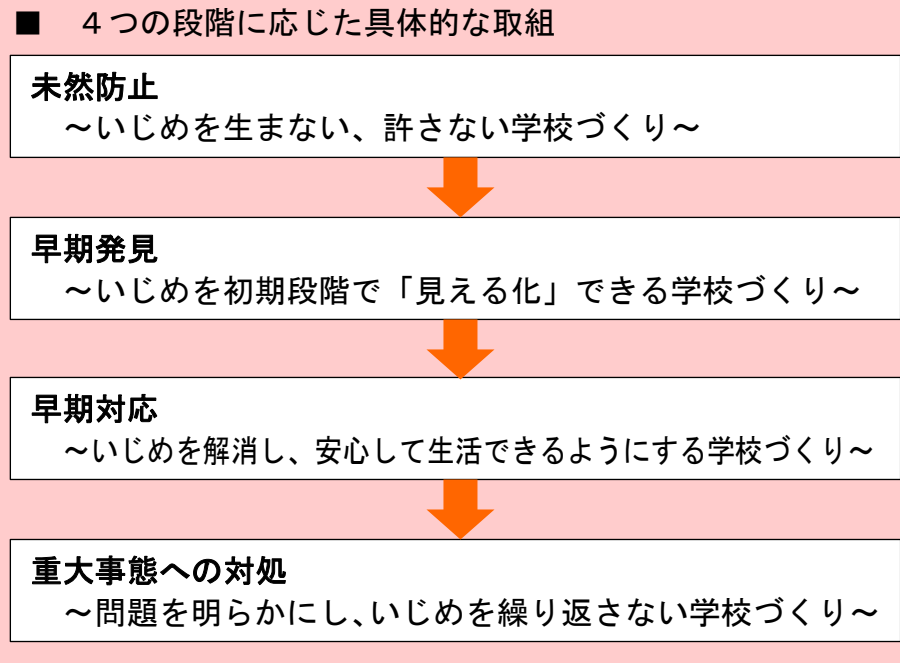
- 児童・生徒に対する「学習プログラム」を、「いじめに対する意識の醸成」、「互いの個性の理解」、「望ましい人間関係の構築」、「規範意識の醸成」の4つの視点から再編
- 「教員研修プログラム」を、「いじめの定義の理解」、「『学校いじめ防止基本方針』に基づく取組」、「いじめ問題への組織的な取組」の3つの視点に加えて、自校の課題別プログラムにより再編
- いじめ問題への対応事例として、教職員が組織的に対応したことによって、解決に向かった成功事例を掲載

いじめ総合対策【第2次】（上・下2巻セット）

■ いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- ポイント1** 軽微ないじめも見逃さない
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫
- ポイント2** 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
 ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫
- ポイント3** 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
 ≪学校教育相談体制の充実≫
- ポイント4** 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 ≪いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成≫
- ポイント5** 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
 ≪保護者との信頼関係に基づく対応≫
- ポイント6** 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
 ≪地域、関係機関等との連携≫

上巻 学校の取組編



下巻 実践プログラム編

- いじめ防止のための「学習プログラム」**
- 学習1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
 - 学習2 互いの個性の理解
 - 学習3 望ましい人間関係の構築
 - 学習4 規範意識の醸成
- いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」**
- 研修1 いじめの定義の正しい理解
 - 研修2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
 - 研修3 いじめ問題の改装に向けた組織的な取組
 - 研修4 いじめを生まない環境づくり
 - 研修5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
 - 研修6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
 - 研修7 いじめの早期発見のための情報共有
 - 研修8 いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組